

## 第21期 第12回 佐賀県内水面漁場管理委員会

日 時 令和5年5月29日(月) 公聴会終了後

場 所 佐賀市城内1丁目1番59号

佐賀県庁旧館4階 正庁

### 次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 福岡県内水面漁場計画の改正について(諮問)

(2) その他

4 閉 会

出席者名簿

佐賀県内水面漁場管理委員会

委員	有吉	敏和	様
委員	坂本	兼吾	様
委員	中村	さやか	様
委員	藤村	美穂	様
委員	青木	正敏	様
委員	草野	剛	様
委員	今川	一洋	様

海区漁業調整委員会事務局

事務局長 江口 泰蔵

佐賀県農林水産部水産課漁業調整担当

係長 寺田 雅彦  
主事 萩原 千春

## 福岡県内水面漁場計画（改正）案

1 福岡県内水面漁場計画を下記のとおり定め、公示する。

(1) 漁業権に関する事項

①～⑳ 省略

㉔ 公示番号 内共第3号

ア 漁場の位置 筑後川本流の福岡県久留米市城島町（基点第11号、基点第12号）から下流域及び同支派流

イ 漁場の区域 基点「第11号」及び「第12号」を結ぶ直線と基点「第15号」及び「第16号」を結ぶ直線との間の筑後川本流、基点「第17号」及び「第18号」を結ぶ直線から上流の早津江川、基点「第7号」及び「第8号」を結ぶ直線から下流の山ノ井川、基点「第29号」及び「第30号」を結ぶ直線から下流の開平江川、基点「第31号」及び「第32号」を結ぶ直線から下流の寒水川、基点「第33号」及び「第34号」を結ぶ直線から下流の井柳川、基点「第35号」及び「第36号」を結ぶ直線並びに基点「第37号」及び「第38号」を結ぶ直線から下流の大島江川、基点「第39号」及び「第40号」を結ぶ直線から下流の鯉津江川、基点「第41号」及び「第42号」を結ぶ直線から下流の田手川、基点「第43号」及び「第44号」を結ぶ直線から下流の城原川、基点「第45号」及び「第46号」を結ぶ直線から下流の佐賀江川並びに基点「第47号」及び「第48号」を結ぶ直線から下流の中地江川の区域

基点第11号 福岡県久留米市城島町と同市三瀧町境標柱

基点第12号 福岡県久留米市城島町下田、開平江川河口水門東角

基点第15号 福岡県柳川市セツ家の南西角に設置した有明海佐賀・福岡両県漁場境界標柱石

基点第16号 佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標柱石

基点第17号 佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字昭和搦西南角に設置した標柱

基点第18号 佐賀県佐賀市川副町大字犬井道字平和搦北東角に設置した標柱

基点第7号 福岡県筑後市大字山ノ井秋松、秋松橋下流側右岸橋台角

基点第8号 福岡県筑後市大字山ノ井秋松、秋松橋下流側左岸橋台角

基点第29号 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、錠井樋右岸角

基点第30号 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、錠井樋左岸角

基点第31号 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、银杏橋下流側右岸橋台角

基点第32号 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、银杏橋下流側左岸橋台角

基点第33号 佐賀県三養基郡みやき町大字東津、新中郷橋下流側右岸橋台角

基点第34号 佐賀県三養基郡みやき町大字東津、新中郷橋下流側左岸橋台角

基点第35号 佐賀県三養基郡みやき町向島、鐘つき井樋右岸角

基点第36号 佐賀県三養基郡みやき町向島、鐘つき井樋左岸角

- 基点第37号 佐賀県神崎市千代田町柳島、鐘つき井樋右岸角
- 基点第38号 佐賀県神崎市千代田町柳島、鐘つき井樋左岸角
- 基点第39号 佐賀県神崎市千代田町柳島、鯉津江井樋右岸角
- 基点第40号 佐賀県神崎市千代田町柳島、鯉津江井樋左岸角
- 基点第41号 佐賀県神崎市千代田町託田、城東橋下流側右岸橋台角
- 基点第42号 佐賀県神崎市千代田町下板、城東橋下流側左岸橋台角
- 基点第43号 佐賀県佐賀市蓮池町大字小松字堂地、新橋下流側右岸橋台角
- 基点第44号 佐賀県佐賀市蓮池町大字小松字堂地、新橋下流側左岸橋台角
- 基点第45号 佐賀県佐賀市諸富町大字大堂、加与丁橋下流側右岸橋台角
- 基点第46号 佐賀県佐賀市蓮池町大字蓮池、加与丁橋下流側左岸橋台角
- 基点第47号 佐賀県佐賀市蓮池町大字蓮池、中地橋下流側右岸橋台角
- 基点第48号 佐賀県佐賀市蓮池町大字貝島、中地橋下流側左岸橋台角

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業	こい漁業	〃
〃	てながえび漁業	〃
〃	ふな漁業	〃
〃	もくずがに漁業	〃
〃	うなぎ漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 福岡県柳川市、大川市、三潞郡大木町、筑後市、久留米市（ただし、久留米市田主丸町、同市北野町を除く）、佐賀県神崎市千代田町、佐賀市川副町、佐賀市諸富町、三養基郡みやき町、鳥栖市

キ 条件 なし

㉔～㉚ (省略)

2 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項

- (1) 内水面漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果 別添1のとおり
- (2) 漁場図 別添2のとおり

3 免許予定日

- (1) (省略)
- (2) 内共第1号から内共第10号まで 令和5年9月1日

4 3に係る申請期間

- (1) (省略)
- (2) 内共第1号から内共第10号まで 令和5年6月30日から同年7月31日まで

5 類似漁業権以外の漁業権 (省略)

内井第三号共同漁業種漁場図

漁場の位置

筑後川本流の福岡県久留米市城島町(基点第十一号、基点第十二号)から下流域及び同

下流域

漁場の区画

基点「第十一号」及び「第十二号」を結ぶ直線と基点「第十五号」及び「第十六号」を結ぶ直線との間の筑後川本流、基点「第十七号」及び「第十八号」を結ぶ直線から上流の早津江川、基点「第七号」及び「第八号」を結ぶ直線から上流の山ノ井川、基点「第二十九号」及び「第三十号」を結ぶ直線から下流の開成江川、基点「第三十一号」及び「第三十二号」を結ぶ直線から下流の摩水川、基点「第三十三号」及び「第三十四号」を結ぶ直線から下流の井新川、基点「第三十五号」及び「第三十六号」を結ぶ直線並びに基点「第三十七号」及び「第三十八号」を結ぶ直線から下流の太田江川、基点「第三十九号」及び「第四十号」を結ぶ直線から下流の松葉江川、基点「第四十一号」及び「第四十二号」を結ぶ直線から下流の田中川、基点「第四十三号」及び「第四十四号」を結ぶ直線から下流の城岡川、基点「第四十五号」及び「第四十六号」を結ぶ直線から下流の佐賀江川並びに基点「第四十七号」及び「第四十八号」を結ぶ直線から下流の中尾江川の区画

基点「第十二号」 福岡県久留米市城島町三田三浦町築城社  
基点「第十五号」 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置した有明海佐賀・福岡両県漁場境界線

基点「第十六号」 佐賀県佐賀市川副町大字大庭間字元治漁の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界線

基点「第十七号」 佐賀県佐賀市川副町大字大庭間字昭和橋西側に設置した橋柱  
基点「第十八号」 佐賀県佐賀市川副町大字大井連字早和橋北東角に設置した橋柱

基点「第七号」 福岡県筑後市大字山ノ井秋松、秋松橋下流側右岸橋台角  
基点「第八号」 福岡県筑後市大字山ノ井秋松、秋松橋下流側左岸橋台角

基点「第二十九号」 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、総井橋右岸角  
基点「第三十号」 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、総井橋左岸角

基点「第三十一号」 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、新中郷橋下流側右岸橋台角  
基点「第三十二号」 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、新中郷橋下流側左岸橋台角

基点「第三十三号」 佐賀県三養基郡みやき町大字東津、新中郷橋下流側右岸橋台角  
基点「第三十四号」 佐賀県三養基郡みやき町大字東津、新中郷橋下流側左岸橋台角

基点「第三十五号」 佐賀県三養基郡みやき町西島、綱つき井橋右岸角  
基点「第三十六号」 佐賀県三養基郡みやき町西島、綱つき井橋左岸角

基点「第三十七号」 佐賀県神埼市千代田町柳島、綱つき井橋左岸角  
基点「第三十八号」 佐賀県神埼市千代田町柳島、綱つき井橋右岸角

基点「第三十九号」 佐賀県神埼市千代田町柳島、結津江井橋右岸角  
基点「第四十号」 佐賀県神埼市千代田町柳島、結津江井橋左岸角

基点「第四十一号」 佐賀県神埼市千代田町下坂、津賀橋下流側右岸橋台角  
基点「第四十二号」 佐賀県神埼市千代田町下坂、津賀橋下流側左岸橋台角

基点「第四十三号」 佐賀県佐賀市蓮池町大字小松字登壇、新橋下流側右岸橋台角  
基点「第四十四号」 佐賀県佐賀市蓮池町大字小松字登壇、新橋下流側左岸橋台角

基点「第四十五号」 佐賀県佐賀市蓮池町大字大塚、加子下橋下流側右岸橋台角  
基点「第四十六号」 佐賀県佐賀市蓮池町大字大塚、加子下橋下流側左岸橋台角

基点「第四十七号」 佐賀県佐賀市蓮池町大字蓮池、中地橋下流側右岸橋台角  
基点「第四十八号」 佐賀県佐賀市蓮池町大字蓮池、中地橋下流側左岸橋台角



